

関税法施行令第15条第1項第4号の規定に基づく、貨物の積卸について  
税関職員に呈示しなければならない書類を指定する公示

(昭29. 10. 5 公示)

(平 8. 9. 13 変更)

(平20. 4. 1 変更)

1 船積の場合

(1) 外国貿易船に外国貨物を船積する場合

イ 輸出の場合

輸出許可書

ロ 積みもどしの場合

積みもどし許可書

ハ 仮陸揚貨物の積込の場合

仮陸揚届出書

ニ 運送貨物の積込みの場合

外国貨物運送承認書

(2) 外国貿易船に内国貨物を船積みする場合

内国貨物運送承認書

(3) 沿海通航船に外国貨物を船積みする場合

外国貨物運送承認書

(4) 外国貿易船に船用品を船積みする場合

船用品積込承認書

(5) 外国往来船に船移される外国貨物を船積みする場合

外国貨物船移届出書

2 船卸の場合

(1) 外国貿易船から外国貨物を船卸する場合

イ 本船検査扱の場合

輸入許可書

ロ 仮陸揚の場合

仮陸揚届出書

ハ 本船から直接運送の場合

外国貨物運送承認書

(2) 外国貿易船から内国貨物を船卸する場合

内国貨物運送承認書及び船卸票又はこれに代る書類

(3) 沿海通航船から外国貨物を船卸する場合

外国貨物運送承認書又は船卸票

(4) 外国往来船舶に船移される外国貨物を船卸する場合

外国貨物船移届出書

(5) 不用船用品を船卸する場合

不用船用品船卸願

3 税関官署の開庁時間外に貨物を積卸する場合

開庁時間外貨物の積卸届